

請負工事成績評定要領

名古屋市上下水道局

(平成 21 年 3 月 30 日局長決裁)

(平成 23 年 7 月 29 日計画部長決裁)

(最終改正平成 25 年 3 月 25 日計画部長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、請負工事施行要綱（以下「要綱」という。）第 17 条の規定により、名古屋市上下水道局工事請負契約約款に基づき施行される工事の工事成績の評定（以下「評定」という。）について、必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、要綱第 3 条（用語の定義）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 評定員とは、工事の工事成績の評定を行う者をいう。

(評定対象工事)

第 3 条 評定は、原則として工事 1 件の請負代金額が 500 万円以上の工事について行うものとする。ただし、工事の性質により評定の必要がないと認めるものはこの限りでない。

(評定員)

第 4 条 評定員は、工事ごとに指定された担当監督員、主任監督員、総括監督員及び検査員とする。

(評定の方法)

第 5 条 評定は工事 1 件ごとに行う。

2 評定は、工事の監督又は検査により確認した事項に基づき、評定員がそれぞれ独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、複数の工種を含む工事で、評定員が 2 人以上いる場合は、主たる工種の評定員がその他の評定員と協議して評定するものとする。

3 評定は、評定結果集計表（以下「集計表」という。様式第 1 号）によるものとし、その方法は、次の各号による。

(1) 担当監督員、主任監督員及び総括監督員は、当該工事の完成検査実施前に、それぞれ別紙考査項目別運用表（以下「運用表」という。）の各考査項目について判定を行い、集計表の所定欄に記入するものとする。

(2) 検査員は、当該工事の完成検査実施後に、運用表の各考査項目について判定を行い、集計表の所定欄に記入するものとする。

(工事成績評定表の提出)

第 6 条 検査員は、工事の検査を完了したときは、遅滞なく、各評定員の評定を

整理し、工事成績評定表（以下「評定表」という。様式第2号）を作成し、検査員の所属する検査担当課公所長に提出する。なお、書面による改善指示等を行った場合は、当該書面の写しを添えるものとする。

2 検査員は、監督員の所属する工事担当課公所長に評定表を送付するものとする。

（受注者への工事成績評定結果の通知）

第7条 検査担当課公所長は、評定表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（評定の修正）

第8条 検査担当課公所長は、前条の評定結果を通知した後、瑕疵担保期間中に事故等により瑕疵が判明した場合その他の理由により当該評定を修正する必要があると認めた場合は評定員と協議の上、評定を修正し、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

（説明請求等）

第9条 第7条又は前条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。以下同じ。）以内に、工事成績評定に係る説明請求書（様式第4号）を検査担当課公所長に対して提出することにより、評定の内容について説明を求めることができる。

2 検査担当課公所長は、前項による説明を求められたときは、工事担当課公所長と協議し、工事成績評定に係る説明書（回答）（様式第5号）により回答するものとする。

（再説明請求等）

第10条 前条第2項の回答を受けた者は、説明にかかる回答を受けた日から起算して14日以内に、工事成績評定に係る再説明請求書（様式第6号）により、上下水道局長（以下「局長」という。）に対して評定の内容について再説明を求めることができる。

2 局長は、前項による再説明を求められたときは、局内に設置した請負工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、工事成績評定に係る再説明書（回答）（様式第7号）により回答するものとする。

3 前項の審査委員会の設置については、別に定める。

（受注者の指導）

第11条 監督員の所属する部及び工事担当課公所長は、評定点が別に定める基準を下回った受注者を指導するものとする。

（評定結果の公表）

第12条 成績評定の結果は、局長が別に定める方法により公表する。

(委任)

第13条 この要領の施行に関して必要な事項は、計画部技術管理課長がこれを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 請負工事成績評定要領（平成12年7月1日）は、廃止する。

附 則

（平成23年7月29日計画部長決裁）

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

（平成25年3月25日計画部長決裁）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年4月1日以後の入札公告若しくは指名による請負工事に適用する。

様式第 1 号

評定結果集計表

※検査年月日

※工事件名

| 考查項目 | | 担当監督員 | 主任監督員 | 総括監督員 | 検査員 |
|----------------------|------------|-------|-------|-------|-----|
| 1. 施工体制 | I. 施工体制一般 | | - | - | - |
| | II. 配置技術者 | | - | - | - |
| 2. 施工状況 | I. 施工管理 | | - | - | |
| | II. 工程管理 | | | - | - |
| | III. 安全対策 | | | - | - |
| | IV. 対外関係 | | - | - | - |
| 3. 出来形 及び 出来ばえ | I. 出来形 | | - | - | |
| | II. 品質 | | - | - | |
| | III. 出来ばえ | | - | - | |
| 4. 高度技術力 | I. 高度技術力 | | - | - | - |
| 5. 創意工夫 | I. 創意工夫 | | - | - | - |
| 6. 社会性等 | I. 地域への貢献等 | | - | - | - |
| 7. 法令遵守等 | | | - | - | - |
| ※氏名 | | | | | |
| ※所見 | | | | | |

※検査年月日・工事件名。氏名及び所見を必ず入力してください。

工 事 成 績 評 定 表

| | |
|---------------|--------------|
| 工 事 名 | |
| 設 計 番 号 | |
| 契 約 番 号 | |
| 請負代金額 | |
| 工 期 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 検査年月日 | 年 月 日 |
| 受 注 者 | |
| 現場代理人 | |
| (監理又は主任) 技術者 | |
| 担当監督員 | |
| 主任監督員 | |
| 総括監督員 | |
| 検 査 員 | |
| ① 担当監督員評定点 | 点 / 40 点 |
| ② 主任監督員評定点 | 点 / 20 点 |
| ③ 検 査 員 評 定 点 | 点 / 40 点 |
| ④ 総括監督員評定点 | — 点 |
| ⑤ 評 定 点 合 計 | 点 / 100 点 |

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、疑問の内容を示した書面を検査担当課公所長に提出して、説明を求めることができます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成績評定
評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
- 5 手続き等の問い合わせ先
〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30
名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・技術審査）
TEL 052-889-1055

※ 施工証明となりますので、大切に保管して下さい。

別表 1

項目別評定点

| 評価項目 | 細別 | 評定点／満点 |
|--------------|------------|--------|
| 1. 施工体制 | I. 施工体制一般 | / |
| | II. 配置技術者 | / |
| 2. 施工状況 | I. 施工管理 | / |
| | II. 工程管理 | / |
| | III. 安全対策 | / |
| | IV. 対外関係 | / |
| 3. 出来形及び出来ばえ | I. 出来形 | / |
| | II. 品質 | / |
| | III. 出来ばえ | / |
| 4. 高度技術力 | I. 高度技術力 | / |
| 5. 創意工夫 | I. 創意工夫 | / |
| 6. 社会性等 | I. 地域への貢献等 | / |
| 7. 法令遵守等 | | |
| 評定点合計 | | / |

様式第4号

年 月 日

検査担当課公所長 様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

工事成績評定に係る説明請求書

年 月 日付けで通知のあった工事成績評定について、下記のとおり説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 請求の理由

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、疑問の内容を示した書面を上下水道局に提出して、再説明を求めることができます。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

3 再説明を求める書面の送付先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30

名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課長 宛

TEL 052-889-1055

4 手続き等の問い合わせ先

〒466-0059 名古屋市昭和区福江二丁目9-30

名古屋市上下水道局 計画部 技術管理課 主査（検査・技術審査）

TEL 052-889-1055

名古屋市上下水道局長 様

受注者
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

工事成績評定に係る再説明請求書

年 月 日付けで通知のあった工事成績評定について、下記のとおり再度説明を請求します。

記

- 1 工事名
- 2 請求の理由

様式第7号

年 月 日

受注者

所在地

商号又は名称

代表者氏名 様

名古屋市上下水道局長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 疑問に対する回答